

大洲市農業委員会定例総会議事録

| | | | | | | | |
|----|-------|-------------------------------|-------------------------|------------------|------|-----------|-------|
| ① | 日 時 | 令和2年9月4日（金） 午前10時00分～午前10時49分 | | | | | |
| ② | 会 場 | 大洲市役所 2階大ホール | | | | | |
| ③ | 出席委員 | | | | | | |
| 1 | 池田幸二 | 2 | 吉岡きみ子 | 3 | 長岡誠一 | 4 | 藤田秀美 |
| 5 | 西岡輝治 | 6 | 台越正洋 | 7 | 菊池啓二 | 8 | 森岡芳文 |
| 9 | 菊地正夫 | 10 | 幸野登吉 | 11 | 上田健二 | 12 | 川本由紀美 |
| 13 | 矢野正祥 | 14 | 山首憲市 | 15 | 大野定徳 | 16 | 形山康浩 |
| 17 | 石岡猶一 | 18 | 山中千鶴 | 19 | 池田雄一 | 20 | 森永茂史 |
| 21 | 橋本英司 | 22 | 都築孝壽 | 23 | 武内誠 | 24 | 池浦萬里子 |
| 25 | 玉川隆則 | 26 | 田中賢寿 | 27 | 永沼寛 | 28 | |
| 29 | 大本昭裕 | 30 | 武知由美子 | 31 | 上満啓司 | 32 | 中本祐市 |
| 33 | 坂幹幸 | 34 | 久保壽男 | 35 | 堀内保宏 | 36 | 往見康範 |
| 37 | 菊地久美子 | 38 | 有友章治 | 39 | 請田竹男 | | |
| ④ | 欠席委員 | 28 | 日野修次 | | | | |
| ⑤ | 遅刻委員 | | | | | | |
| ⑥ | 事務局 | 吉岡事務局長 菊地係長（農地） | | 富永次長 土居書記（農政） | | 都築専門員（農政） | |
| ⑦ | 農林水産課 | 菊池課長 | | 竹田課長補佐 | | 山田主査 | |
| ⑧ | 会議の内容 | 議案第52号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | | | | |
| | | 議案第53号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について | | | | |
| | | 議案第54号 | 農地法第5条の規定による許可の取下について | | | | |
| | | 議案第55号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について | | | | |
| | | 議案第56号 | 非農地証明について | | | | |
| | | 議案第57号 | 下限面積（別段の面積）の変更について | | | | |
| | | 議案第58号 | 農用地利用集積計画の決定について | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

事務局（局長）

只今から令和2年第9回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

（会長挨拶）

事務局（局長）

只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長）

これより本日の会議を開きます。

本日の出席委員は、農業委員19名中19名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日、28番 日野修次委員より、欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、5番 西岡輝治委員、6番 台越正洋委員を指名いたします。

次に、日程第2、書記の指名を行います。

本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

まず、議案第52号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

失礼いたします。

議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

議案書1ページをご覧ください。

1番、東大洲の土地、田1筆・2,331㎡は売買による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き、水稻の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

2番、成能字谷の土地、畑1筆・51㎡及び樹園地2筆・614㎡も売買による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き、野菜・果樹の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

3番、春賀の土地、畑1筆・1,227㎡も売買による所有権移転です。

所有権移転後は、野菜の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

4番、長浜町櫛生の土地、畑2筆・398㎡も売買による所有権移転です。

所有権移転後は、果樹も栽培する予定になっています。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

以上、4件のご審議をよろしく申し上げます。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。

3 番

失礼いたします。

1 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料 1 ページをご覧ください。

1 番案件は売買による所有権移転となります。

申請地は、大洲市図書館の南、約 500m にある田・1 筆で現在も良好に作付けされています。

譲受人は、夫婦で農業をされており、今後の管理に問題ありませんし、今回 3 条申請を提出するにあたり、違反転用状態であった農地については 4 条申請を合わせて提出しているため、全部効率利用要件についてもクリアできるものと思っております。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

はい。ありがとうございます。

1 5 番

失礼いたします。

それでは 2 番案件のご説明をいたします。議案説明資料 2 ページも参考にしてください。

2 番案件は、前回の定例総会において「空き家に附属する農地」として、指定追加された農地 3 筆になります。

申請地は、大川公民館から東に約 1.5 km、県道鳥首五十崎線沿いにある畑 1 筆と樹園地 2 筆になりますが、樹園地については現在も栗が植栽されており、また、畑については合わせて購入された自宅の前にありますので、今後家庭菜園等に利用できるものと思います。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ

ます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

はい。3 番、お願いします。

2 1 番

失礼いたします。

3 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料 2 ページをご覧ください。

3 番案件についても、売買での所有権移転となります。

申請地は、三善公民館から西に約 600m にある畑・1 筆になります。譲受人が本格的に農業経営を開始するにあたり、県道付近にあり、交通の便の良い申請地を購入するものです。

農業は、本人に加え、両親も一緒に年間を通して従事するため、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 (会長)

はい。続いて、4 番お願いします。

26番

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

申請地は、櫛生公民館の北約150mにある畑・2筆になります。譲渡人が県外在住であり、農地等の管理もできないため、申請の農地に加え、他の土地についても合わせて譲受人が売買にて購入することになり、今回の申請になっています。

譲受人は、市内の別の場所において、家族で大規模に農業経営を行っており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第53号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(農地係長)

失礼いたします。

議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の5ページから19ページを併せてご覧ください。

1番、五郎の土地1筆です。

申請人が新たに自己住宅を建築したいが、敷地が手狭なため、申請地を拡張し利用するものであります。

申請地は、別紙議案説明資料8ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から北北東に約4.1kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地は昭和49年頃に隣接する土地へ住宅を建築し一体で既に利用されていることから、このことについては申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料5ページをご確認ください。

2番、市木の土地1筆です。

申請人が居住している隣接地を拡張し、蔵の敷地として利用するもの

であります。

申請地は、別紙議案説明資料13ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から東北東に約2.8kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地は平成6年頃に市道が完成したのち、直接住宅への進入が可能となった平成10年に蔵を建てられていることから、このことについては申請人から始末書を提出いただいております、県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料10ページをご確認ください。

3番、肱川町予子林の土地1筆です。

申請人の出身地に帰郷したいが、実家が道路拡張に伴い立ち退きとなるため、申請地へ自己住宅を建築するものであります。

申請地は、別紙議案説明資料18ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から東南東に約15.1kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料15ページをご確認ください。

以上、3件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番お願いします。

4番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の5ページから9ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、すでに敷地の拡張をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺には進入路や宅地であり、南側に農地があるが同意を得ているなど、各項目において適当と思われることから、問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

2番、お願いします。

5番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の10ページから14ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、すでに敷地を拡張し利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する所有者からの同意は得ておりますし、各項目において適切と思われることから、問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい。3番お願いします。

35番

3番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の15ページから19ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第、自己資金にて着工するとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する西側の農地及び北側の山林は、いずれも自己所有地でありますし、各項目において適切と思われることから、問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第54号『農地法第5条第1項の規定による許可の取下げについて』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第54号「農地法第5条の規定による許可の取下について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」20ページから22ページまでを、併せてご覧ください。

1番阿蔵の土地、208㎡の内17㎡の案件は、今年5月の第5回定

例総会にてご審議いただき、県に送付していたものでございます。

申し立てによりますと、申請地に通行地役権を設定する予定だった借受人より前から、申請地を借受人の父が使用しており、貸渡人との使用貸借権の設定をする必要があるため、申請を取り下げたいとのことでございます。

なお、使用貸借権設定のための、農地法第5条の許可申請につきましては、この後ご審議いただく議案の中にあげております。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を取下げし、願いのとおりにやむを得ないものとして送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は願いのとおりにやむを得ないものとして送付することに決定いたしました。

次に、議案第55号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページから5ページ、ならびに別紙「議案説明資料」23ページから52ページまでを、併せてご覧ください。

1番、柚木の土地、73㎡の案件は、譲受人世帯は、申請地の隣接地に住んでいるが、ウッドデッキを設置して居住環境をよくするため、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約0.8kmのところを位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、阿蔵の土地、2筆合計41㎡の案件は、借受人が居宅のある土地へ車両で行くためには、申請地を通らないとならないため、貸渡人と使用貸借契約を結び借り受けるものです。

農地区分は、大洲市中心部から北西に約1.5kmのところを位置し、おおむね300m以内にJR西大洲駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、菅田町菅田の土地、345㎡の案件は、譲受人世帯は、現在賃貸住宅に居住しているが、子供が大きくなり手狭になったため、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東に約3.0kmのところを位置し、3

00m以内に自動車専用道路の入口が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

4番、新谷の土地、3筆合計2,204㎡の案件は、申請地は住宅地として需要が見込まれるため、宅地造成し分譲事業を行うために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約5.6kmのところを位置し、500m以内にJR新谷駅が存する区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

5番、柳沢の土地、2,638㎡の案件は、電力の固定買取制度により、まとまった収入を得て安定した経営を図るため、申請地に太陽光発電施設を設置するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約11.0kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

6番、肱川町山鳥坂、予子林の土地、2筆合計199㎡の案件は、譲受人世帯は、現在、市営住宅に居住しているが、子供が成長し手狭で不便であるため、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約15.5kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、6件でございます。ご審議のほど、お願いいたします

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。

1番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の23ページから27ページを参考にしてください。申請地は、25ページの位置図のとおり、大洲南中学校から南東へ約800mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、26ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま

す。次に、2番案件も私の担当ですので続けて調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の28ページから32ページを参考にしてください。

申請地は30ページの位置図のとおり、久米小学校から北北東へ約300mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に違反転用の状態にあり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、31ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは貸渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま。

以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

はい。次に、2番。

11番

失礼をいたします。

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の33ページから37ページを参考にしてください。申請地は、35ページの位置図のとおり、肱東中学校から南西へ約900mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、38ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

続いて、3番。

19番

失礼いたします。

それでは、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の38ページから42ページを参考にしてください。申請地は、39ページの位置図のとおり、新谷中学校から西南西へ約700mに位置する農地になります。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、41ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可

相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、5番。

16番

失礼します。
それでは、5番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の43ページから47ページを参考にしてください。申請地は、45ページの位置図のとおり、柳沢公民館から東へ約2.7kmに位置する農地になります。
まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われまます。
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われまます。
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、46ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われまます。
よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。6番。

35番

失礼します。
それでは、6番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の48ページから52ページを参考にしてください。申請地は位置図のとおり、大洲市肱川支所から南東へ約1.0kmに位置する農地になります。
まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われまます。
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われまます。
また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、51ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われまます。
よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第56号『非農地証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第56号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ、ならびに別紙「議案説明資料」53ページから56ページまでを、併せてご覧ください。

1番、河辺町植松の土地、4筆合計1,692㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地を平成7年に相続したが、その後20年以上耕作を放棄しており、現在は、畑への復旧が著しく困難な状態になった。とのことでございます。

以上、1件でございます。ご審議のほどお願いいたします。

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。

36番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の53ページから56ページを、参考にしてください。

申請地は55ページの位置図のように、河辺小中学校から南西へ約300mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地を平成7年に相続したが、その後20年以上耕作を放棄しており、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

す。よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第57号『下限面積（別段の面積）の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

失礼します。
議案第57号「下限面積(別段の面積)の変更について」をご説明します。

議案書7ページをご覧ください。

当議案では、『下限面積(別段の面積)の設定について』の中にある『空き家に附属した農地に限定した設定について』は、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。

1番 新谷の土地、畑1筆・318㎡です。

申請地は新谷公民館から北西に約2km。都地区にある自宅、その自宅前に位置する農地1筆になります。

議案書にも記載しておりますが、元々は申請人の両親が居住されてきました。10年前頃からお母さんが一人暮らしをされていましたが、施設に入所したり、病院に入院したりしていたので、別地域に住む申請人が家の管理をしながら、農地の手入れを行っていました。昨年、そのお母さんが亡くなったこと、申請人の後継者も地元にはいないことから、今年始めに『大洲市空き家バンク』に登録したという経緯になっております。

なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会で『農地法第3条の規定による許可申請』が提出される予定になっております。以上1件、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑も無いようですので、今説明しましたように地番指定することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、今回申し出があった農地について地番指定することに決定いたしました。

次に、議案第58号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

失礼します。

議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の8ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

1番、野菜を栽培するため、賃借権を2年間設定します。

3番及び4番、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

12番、花・野菜を栽培するため、使用賃借権を5年間設定します。

外、再設定の案件8件につきましては、議案書の確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、12件・19筆、利用権設定総面積、13,536㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。